

改 正 案	現 行
<p>第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第四号及び第四号の二並びに第五十六条第三項において同じ。）</p> <p>六の三～九（略）</p> <p>第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用</p> <p>四の二 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用</p> <p>五～七（略）</p> <p>第五十三条 国庫は、前条に規定するもののほか、第五十条（第一号から第三号まで及び第六号の二を除く。）及び第五十一条（第一号の二、第二号、第四号、第五号及び第七号を除く。）に規定する地方公共団体の</p>	<p>第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第四号及び第五十六条第三項において同じ。）</p> <p>六の三～九（略）</p> <p>第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 保育の実施に要する保育費用（都道府県の設置する保育所に係るものを除く。）</p> <p>五～七（略）</p> <p>第五十三条 国庫は、前条に規定するもののほか、第五十条（第一号から第三号までを除く。）及び第五十一条（第一号の二、第二号、第五号及び第七号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては</p>

支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十五条 都道府県は、第五十一条第三号及び第四号の二の費用に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一を負担しなければならない。

第五十六条 (略)

(略)

第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第四号若しくは第四号の二に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

(略)

、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十五条 都道府県は、第五十一条第三号及び第四号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一を負担しなければならない。

第五十六条 (略)

(略)

第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第四号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

(略)

改 正 案	現 行
<p>（国の負担）</p> <p>第六十九条 国は、政令の定めるところにより、組合に対して国民健康保険の事務（老人保健法の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。</p>	<p>（国の負担）</p> <p>第六十九条 国は、政令の定めるところにより、市町村に対して国民健康保険の事務のうち介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務の執行に要する費用を負担する。</p> <p>2  国は、政令の定めるところにより、組合に対して国民健康保険の事務（老人保健法の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び介護納付金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。</p>

改正案	現行
<p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第二十七条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、都道府県知事等又は受給資格者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。</p>	<p>（事務費の交付）</p> <p>第二十一条の二 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。</p> <p>（戸籍事項の無料証明）</p> <p>第二十七条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、都道府県知事等又は受給資格者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。</p>

改正案	現行
<p>（児童手当に要する費用の負担）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用（市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を除く。）を負担する。</p> <p>5（略）</p> <p>（市町村に対する交付）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>附則</p> <p>（特例給付）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 第五条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条から第二十九条まで並びに第三十条の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、第十八条第一項中「その十分の七に相当する額を同項に規定する</p>	<p>（児童手当に要する費用の負担）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。</p> <p>5（略）</p> <p>（市町村に対する交付）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を交付する。</p> <p>附則</p> <p>（特例給付）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 第五条から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条から第二十九条まで並びに第三十条の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、第十八条第一項中「その十分の七に相当する額を同項に規定する</p>

拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する」とあるのは、「附則第六条第二項において準用する第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充てる」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは、「附則第六条第二項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第六条第一項の給付に要する費用を」と、第二十条第一項中「児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用」とあるのは、「附則第六条第一項の給付に要する費用」と、「次に掲げる者」とあるのは、「当分の間、次に掲げる者」と、第二十一条第二項中「児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率」とあるのは、「附則第六条第一項の給付に要する費用の予想総額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率」と読み替えるほか、その他の規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3～6 (略)

(三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付)

拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する」とあるのは、「附則第六条第二項において準用する第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充てる」と、第十九条第一項中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは、「附則第六条第二項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第六条第一項の給付に要する費用を」と、第二十条第一項中「児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用」とあるのは、「附則第六条第一項の給付に要する費用及び当該給付の事務の処理に要する費用」と、「次に掲げる者」とあるのは、「当分の間、次に掲げる者」と、第二十一条第二項中「児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率」とあるのは、「附則第六条第一項の給付に要する費用の予想総額及び当該給付の事務の処理に要する費用の見込額の合算額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率」と読み替えるほか、その他の規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3～6 (略)

(三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで(第十八条第一項及び第五項を除く。)、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで及び第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童(附則第七条第一項第一号に規定する就学前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。)」のすべてが三歳以上義務教育就学前の児童(同号イに規定する「三歳以上義務教育就学前の児童」をいう。以下同じ。)」と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上義務教育就学前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。)」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童のうち六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及び口中「三歳以上の児童」とあるのは「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上義務教育就学前の児童」と、第十八条第二項中「被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。)」とあるのは「公務員でない者」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその十分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第七条

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで(第十八条第一項及び第五項を除く。)、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで及び第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童(附則第七条第一項第一号に規定する就学前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。)」のすべてが三歳以上義務教育就学前の児童(同号イに規定する「三歳以上義務教育就学前の児童」をいう。以下同じ。)」と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上義務教育就学前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。)」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童のうち六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及び口中「三歳以上の児童」とあるのは「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上義務教育就学前の児童」と、第十八条第二項中「被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。)」とあるのは「公務員でない者」と、第十九条第一項中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその十分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第七条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則

第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～8（略）

第八条（略）

2・3（略）

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第二項及び第五項を除く。）、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで及び第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する就学前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）」のすべてが三歳以上義務教育就学前の児童（同号イに規定する「三歳以上義務教育就学前の児童」をいう。以下同じ。）」と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上義務教育就学前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童のうち六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及び口中「三歳以上の児童」とあるのは「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあ

第七条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～8（略）

第八条（略）

2・3（略）

4 第四条第二項、第六条から第十九条まで（第十八条第二項及び第五項を除く。）、第二十二条第一項、第二十三条から第二十九条まで及び第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童（附則第七条第一項第一号に規定する就学前特例給付支給要件児童をいい、三歳に満たない児童を除く。以下同じ。）」のすべてが三歳以上義務教育就学前の児童（同号イに規定する「三歳以上義務教育就学前の児童」をいう。以下同じ。）」と、同号イ及び口中「三歳に満たない児童」とあるのは「三歳以上義務教育就学前の児童」と、同項第二号中「支給要件児童のうち三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童のうち六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、同号イ及び口中「三歳以上の児童」とあるのは「六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童」と、「支給要件児童」とあるのは「就学前特例給付支給要件児童」と、「三歳に満たない児童」とあ



るのは「三歳以上義務教育就学前の児童」と、第十八条第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五」とあるのは「六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～8 (略)

るのは「三歳以上義務教育就学前の児童」と、第十八条第一項中「十分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五」とあるのは「六分の四に相当する額を国庫が負担し、その六分の一」と、第十九条第一項中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第八条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う附則第八条第一項の給付に要する費用についてはその六分の四に相当する額を」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～8 (略)

改 正 案	現 行
<p>（都道府県の援助等）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2 地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務（第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定により認定審査会が行う業務をいう。以下この条において同じ。）を行う都道府県に、当該審査判定業務を行わせるため、都道府県介護認定審査会を置く。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第二百二十六条 削除</p>	<p>（都道府県の援助等）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2 地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務（第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定により認定審査会が行う業務をいう。以下同じ。）を行う都道府県に、当該審査判定業務を行わせるため、都道府県介護認定審査会を置く。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（事務費の交付）</p> <p>第二百二十六条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護保険の事務の執行に要する費用（第二十七条から第三十七条までの規定により市町村が行う要介護認定又は要支援認定に係る事務の処理に必要な費用）（地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により審査判定業務を都道府県に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。）その他の政令で定める費用に限る。（）の二分の一に相当する額を交付する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関する事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 妊産婦及び乳幼児の健康診査、児童相談所、児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設並びに里親に要する経費（地方公共団体の設置する保育所における保育の実施（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施をいう。）に要する経費を除く。）</p> <p>十五（略）</p> <p>十六 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する経費</p> <p>十七、二十六（略）</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関する事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 妊産婦及び乳幼児の健康診査、児童相談所、児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設並びに里親に要する経費</p> <p>十五（略）</p> <p>十六 国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行並びに国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給並びに老人保健医療費拠出金及び介護納付金の納付に要する経費</p> <p>十七、二十六（略）</p>